

災害救助法に基づく災害時生活必需品給与実施要領

(令和4年1月18日経済労働局長決裁3川経消第815号)

1 制度概要

「災害救助法」が適用となった災害により、川崎市内で被災し、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の喪失又は損傷等により、直ちに日常生活を営むことが困難な市民等を対象に、生活必需品（以下、「給与物品」という。）を提供する。

(1) 対象者

住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 費用の限度額

住家の被害の程度、被災時期、世帯人数により基準額が異なる。

(3) 救助期間

災害発生の日から10日以内

※災害の程度により、期間の延長が必要と判断された場合は、内閣府との特別協議を要する。

(4) 対象経費

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 必需品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

※詳細事項については、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）を参照する。

2 実施方法

(1) 実施の要否及び実施期間の決定

実施の要否及び実施期間は、経済労働局産業政策部消費者行政センター（以下、「消費者行政センター」という。）において、被災状況や小売店等の再開状況等（被災地が混乱状態にあり、生活必需品が購入できない等）を踏まえて判断する。なお、「災害救助法」は、見舞制度ではないため、画一的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのか判断し、現物給付を原則として救助を行うものとする。

(2) 給与物品及び実施事業者の選定

消費者行政センターにおいて、当該災害の規模に応じ、給与物品を「4 対象品目」から選定し、災害時協定締結事業者等に調達の可否、給与物品の単価等調査、配送対応等について確認の上、実施事業者を設定する（随意契約による委託の実施）。

(3) 対象世帯への周知

ア 被災世帯一般（消費者行政センター、各区役所）

消費者行政センターが市ホームページでの申請案内の掲出、「被災者支援の取組一覧」（危機管理室作成）への掲載、各区避難所、各区罹災証明発行窓口等で周知を行う。

イ 市営住宅等入居世帯（まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）

まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課において、市営住宅等への入居や仮設住宅の問合せ等があった場合に、電話及び窓口にて周知を行う。

(4) 申請受付、内容審査・給与決定

ア 申請受付（消費者行政センター）

生活必需品等の給与に係る支給申請書（別紙様式）（以下、申請書という。）に必要事項を記入し、罹災証明書の写しを添付の上、郵送、電子メール等の方法により、消費者行政センターへ提出する。なお、災害により、通信に著しい障害等が発生した場合は、その状況に応じて、各区罹災証明発行窓口、まちづくり局市営住宅管理課、住宅整備推進課窓口等に受付の協力を要請する。

●申請に必要な書類

- ・申請書
- ・罹災証明書の写し

イ 内容審査・決定（消費者行政センター）

（ア）申請内容を確認し、①被災住居の住所地、②罹災状況、③世帯人数、④申請品目・金額を審査する。

（イ）自宅住居の被災であり、被災世帯人数による基準額の範囲内かつ申請上限数の範囲内であれば、給与決定とする。

ウ 特別基準の協議（危機管理室）

申請内容が基準額を超える場合は、内閣府に特別基準を協議する。

（５）給与物品の調達・提供等

申請期限で取りまとめ、次により実施する。ただし、救助期間（災害発生の日から10日以内）の延長等により、申請期限が数か月にわたる場合は、実施事業者と調整の上、一定期間（1か月等）での期限を定め、都度、取りまとめて実施する。

ア 対象世帯等一覧表の作成（消費者行政センター）

対象世帯ごとに、申請者氏名、住所、連絡先、品目、数量、配送先その他特記事項の一覧表を作成する。

イ 給与物品の調達（消費者行政センター）

一覧表に基づき、実施事業者調達依頼をする。

ウ 給与物品の提供（消費者行政センター）

実施事業者は、選定時の確認に基づき、原則、申請者の自宅等へ直接配送、給与物品の受領証を消費者行政センターへ提出する。

（提供方法の例外1）

申請者から個人情報の事業者等への提供の同意が得られない場合は、申請者が居住する区域の区役所で提供する。

- 実施事業者又は配送事業者は、給与物品を各区役所危機管理担当へ納品
- 危機管理室から各区役所危機管理担当へ対象者の一覧表を送付
- 各区役所危機管理担当から対象者へ連絡し、来所時に提供
- 提供の際に一覧表の受領欄、若しくは受領証に署名又は押印をもらい、全て配布後、一覧表、若しくは受領証を消費者行政センターに提出

（提供方法の例外2）

被災規模が甚大、若しくは、実施事業者の配送能力等により、申請者の自宅等への直接配送が困難な場合、実施事業者は、危機管理室の指定する市集積場所（※）に給与物品を配送する。市職員が仕分け作業を行い、市集積場所で申請者に給与物品を提供、受領証を消費者行政センターへ提出する。さらに市集積所の確保ができない等の事情により、給与物品の提供が困難な場合は、申請者に対する給与が困難なため、実施の方法について、危機管理室と協議する。

※北部市場、南部市場については、災害時は早期の物流回復に努め、市中へ生活物資を配送する機能を有するため、物流が回復するまでは、地域内拠点である市立中学校の活用、エアテント等の設置等による他の市物資拠点の整備、民間倉庫等の借上げ等を行い、市集積拠点として機能させることとなっている。

エ 特別基準の協議（危機管理室）

実施期間内に提供ができない場合は、内閣府に救助期間の延長のため、特別基準を協議する。

3 実施期間

災害発生の日から10日以内に実施する。

被災状況、罹災証明の発行時期、物資の提供状況から、実施期間内での救助が難しい場合は、2（5）エのとおり実施期間の延長の特別協議を行う。

4 対象品目（消費者行政センター）

被害の状況に応じて、1（4）に掲げる品目の範囲内で対象品目を決定し、現物を提供する。

（1）対象品目の例

対象経費	対象品目の例
ア 被服、寝具及び身の回り品	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 タオルケット、毛布、布団等の寝具 タオル、靴下、靴、サンダル、傘 等
イ 日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品 等 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材 等
ウ 炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等の食器 等
エ 光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料 等

※認められない物品例

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年1月18日から施行する。

（関係要領の廃止）

2 災害救助法に基づく生活必需品の給与実施要領を廃止する。

災害救助法に基づく生活必需品の給与フロー

災害発生（災害救助法適用）

- (1) 実施の要否及び実施期間の決定（消費者行政センター、危機管理室）
- (2) 給与物品及び実施事業者の選定（消費者行政センター）
- (3) 対象世帯への周知（消費者行政センター、危機管理室、各区役所、まちづくり局）
- (4) 申請受付、内容審査・給与決定（消費者行政センター）
- (5) 給与物品の調達・提供等（消費者行政センター、区危機管理担当）

申請者

住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方

<周知方法>

- | | |
|-------------|--|
| ア 被災世帯一般 | 市ホームページ、危機管理室作成「被災者支援の取組一覧」、各区避難所、各区罹災証明発行窓口 |
| イ 市営住宅等入居世帯 | まちづくり局市営住宅管理課・住宅整備推進課窓口 |

<申請書配布場所>

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ア 被災世帯一般 | 市ホームページ、各区避難所、各区罹災証明発行窓口 |
| イ 市営住宅等入居世帯 | まちづくり局市営住宅管理課・住宅整備推進課窓口 |

<申請書提出方法>

- ア 郵送・メール等により、罹災証明書の写しを添付の上、消費者行政センターへ直接送付
※通信等に著しい障害が発生した場合は、状況に応じて、各区罹災証明発行窓口、まちづくり局市営住宅管理課・住宅整備推進課窓口にて受付の協力を要請する。

消費者行政センター

- ① 申請受付、内容審査・給与決定
- ② 対象世帯一覧表の作成及び調達事業者への送付

調達事業者

対象世帯一覧表に基づき、給与物品の集約、梱包

配送事業者（調達事業者からの委託）

- | |
|------------------------|
| ア 対象世帯への個別配送 |
| イ 一部、区役所への配送（提供方法の例外1） |
- ※個別配送が困難な場合（提供方法の例外2）は、市集積場所に配送

申請者

- | |
|---|
| ア 自宅・避難先・市営住宅・仮設住宅等申請者が指定する場所で受領、受領証に署名 |
| イ 物資調達事業者への住所情報の提供に同意しなかった場合は、最寄りの区役所（区危機管理担当）にて受領、受領証に署名 |
- ※個別配送が困難な場合（提供方法の例外2）は、市集積場所にて受領、受領証に署名

委託事業者（配送事業者経由）・区危機管理担当

受領証を取りまとめて消費者行政センターに送付

実施期間の終了まで、(4)、(5)を継続

生活必需品等の給与に係る支給申請書

年 月 日

川崎市長 宛

災害救助法に基づく「生活必需品等の給与」について、下記のとおり申請します。

フリガナ 世帯主氏名 (申請者)		自宅住所 (被災時)	〒
世帯人数	人	申請品送付先住所	〒 ※自宅住所と同じ場合は、記入する必要はありません。
電話番号 (日中連絡先)		メールアドレス	
罹災状況 該当する□に チェック	<input type="checkbox"/> 罹災証明書(写し)添付 <input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水		

生活必需品等の給与は、本市の委託事業者、配送事業者在世帯主の氏名、住所、電話番号等を提供し、委託事業者から指定場所に直送が原則となります。

特別な事情等がある場合に限り、最寄りの区役所での受取りとなります。

住所情報提供の同意 該当する□にチェック	<input type="checkbox"/> 申請書に記載の送付先に配送します。 <input type="checkbox"/> 事情により、最寄りの区役所で受け取ります。
-------------------------	--

※ いずれの受取方法でも納期は同時期となります。

物資の調達状況によっては、時間を要する場合がありますので、御了承ください。

<罹災状況・世帯人数別申請上限額>

支給品は、罹災状況及び世帯人数により、下記金額の範囲内で申請してください。(単位:円)

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
全壊	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・ 床上浸水等	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

※ 夏季: 4月1日~9月30日 ・ 冬季: 10月1日~3月31日 (発災日による)

申請する支給品について、太枠内を御記入ください。(支給品はメーカー、デザイン、色などは指定できません。)

区分	品名・仕様・数量等 (仕様が選択できる品名については、太枠内に内訳数等を記入)						単位	税込単価 (円)	申請数上限	申請数	税込合計 (円)
被服	肌着	男性		女性		子供	枚	災害状況に応じて、対象品目を選定する。	-		
	下着	男性		女性		子供	枚		-		
	靴下	大人		子供			足		-		
	長袖	男性		女性		子供	枚		-		
	ズボン	男性		女性		子供	本		-		
	寝間着(上下)	男性		女性		子供	組		-		
寝具	掛け布団	大人		子供			枚		1/人		
	掛け布団カバー	大人		子供			枚		1/人		
	敷布団	大人		子供			枚		1/人		
	敷布団カバー	大人		子供			枚		1/人		
	枕	大人		子供			枚		1/人		
	枕カバー	大人		子供			枚		1/人		
衛生用品	トイレットペーパー	1組 12ロール入り					組	1/人			
	ティッシュペーパー	1組 5個入り					組	1/人			
	バスタオル	1枚					枚	1/人			
	フェイスタオル	1組 枚入り					組	1/人			

衛生用品	シャンプー	1本	ml		本		1/世帯			
	リンス	1本	ml		本		1/世帯			
	石けん	1個	g		個		1/世帯			
	歯磨きセット	大人		子供		組	1/人			
	髭剃りセット	1組				組	1/人			
	生理用品	昼用	1袋	枚入り		袋		3/人		
		夜用	1袋	枚入り		袋				
	紙おむつ（乳幼児用） パンツタイプ	Sサイズ	1袋	枚入り		袋		3/ 乳幼児 1人		
		Mサイズ	1袋	枚入り		袋				
		Lサイズ	1袋	枚入り		袋				
		ビッグサイズ	1袋	枚入り		袋				
	紙おむつ（乳幼児用） テープタイプ	新生児用	1袋	枚入り		袋		3/ 乳幼児 1人		
		Sサイズ	1袋	枚入り		袋				
		Mサイズ	1袋	枚入り		袋				
Lサイズ		1袋	枚入り		袋					
紙おむつ（大人用） パンツタイプ	Sサイズ	1袋	枚入り		袋		3/ 対象者 1人			
	Mサイズ	1袋	枚入り		袋					
	Lサイズ	1袋	枚入り		袋					
	LLサイズ	1袋	枚入り		袋					
紙おむつ（大人用） テープタイプ	Sサイズ	1袋	枚入り		袋		3/ 対象者 1人			
	Mサイズ	1袋	枚入り		袋					
	Lサイズ	1袋	枚入り		袋					
	LLサイズ	1袋	枚入り		袋					
台所用品	やかん	2.5L・IH対応			個		1/世帯			
	両手鍋	20cm・IH対応			個		1/世帯			
	片手鍋	16cm・IH対応			個		1/世帯			
	フライパン	26cm・IH対応			枚		1/世帯			
	包丁	（仕様）			本		1/世帯			
	まな板	（仕様）			枚		1/世帯			
	茶碗	（仕様）			枚		1/人			
	お椀	（仕様）			枚		1/人			
	コップ	（仕様）			個		1/人			
	箸	（仕様）			膳		1/人			
	台所用洗剤	（仕様）			本		1/世帯			
	台所用スポンジ	（仕様）			個		1/世帯			
	ゴミ袋	1包	L	枚入り		包		1/世帯		
	炊飯器（5合炊き）	（メーカー）				個		1/世帯		
	ガスコンロ	（メーカー）	プロ パン式		都市 ガス式		式	1/世帯		
	ガスコンロホース		cm	プロ パン式		都市 ガス式		式	1/世帯	
	掃除・洗濯	洗濯用洗剤	1本	ml		本		1/世帯		
ほうき		（仕様）			本		-			
ちりとり		（仕様）			本		-			
雑巾		1組	枚入り		組		-			
バケツ		L			個		-			
ゴミ箱					個		-			
							申請合計			

災害状況に応じて、対象品目を決定する。

<罹災状況・世帯人数別申請上限額>の範囲内で申請

【審査使用欄】

1. 罹災証明書

添付あり

2. 申請上限

申請数上限範囲内

罹災状況・世帯人数上限額範囲内

支給年月日